

令和	8 年	8 月 5 日	改訂
令和	5 年	4 月 19 日	改訂
令和	3 年	8 月 30 日	改訂
令和	3 年	4 月 8 日	改訂
令和	2 年	7 月 31 日	改訂
令和	元年	10 月 1 日	改訂
平成	30 年	12 月 21 日	改訂
平成	30 年	4 月 1 日	改訂
平成	28 年	4 月 25 日	改訂
平成	27 年	9 月 18 日	改訂
平成	27 年	8 月 6 日	改訂
平成	27 年	4 月 1 日	改訂
平成	26 年	8 月 14 日	改訂
平成	26 年	4 月 1 日	改訂
平成	25 年	4 月 1 日	改訂
平成	23 年	8 月 29 日	改訂
平成	22 年	4 月 1 日	改訂
平成	22 年	4 月 1 日	改訂
平成	19 年	8 月 31 日	改訂
平成	18 年	11 月 10 日	初版

NICT/EMC-net 会員規約

1. 名称

本会は、NICT/EMC-net と称する。以下では、国立研究開発法人情報通信研究機構を NICT と称する。

2. 目的

本会は、EMC の様々な課題について、会員及び NICT 職員が、研究会などを通じて情報交換や意見交換を行い、さらに測定調査や見学実習を行うことによって、EMC 関連技術に関する理解を深め、併せて、我が国の EMC 関連技術の向上に役立てることを目的とする。

3. 会員

(1) 登録

会員の単位は個人とする。希望するものは事務局に申し込み、承認を得て、会員として登録することができる。会員の登録情報は、本会以外の目的には使用しない。

(2) 活動

会員は登録した研究会に参加することができる。その他、NICT/EMC-net の活動に関する情報を受け取ることができる。

(3) 退会および登録抹消

会員は、事務局に申し出ることによって、会員登録を抹消することができる。また、事務局は、

本会の目的から逸脱する場合は、会員の登録を抹消することができる。

4. 研究会

(1) 研究会の設置

本会の目的を達成するため、以下の研究会を NICT に設置する。以下に述べる幹事会の決定に基づき、研究会を廃止または新たに設置することができる。

- －EMC 測定法研究会
- －EMC 校正法研究会
- －人体の電磁界ばく露評価研究会
- －将来課題研究会

(2) 研究会の構成

研究会は、主任、幹事及び会員、並びに主任が指名した個人で構成され、主任、幹事は幹事会によって決定する。（別紙 1 参照）

(3) 研究会の運営

研究会は、主任が召集し、主宰する。幹事は、これを補佐する。その他、研究会の運営に関する事項は、研究会において定める。

5. 幹事会

本会を総括するために、幹事会を設置する。幹事会の構成員は、事務局が指名する。幹事会は、代表幹事、副代表幹事、顧問、アドバイザー、研究会の主任及び幹事を選任する。幹事会は代表幹事が召集し、これを主宰する。（別紙 2 参照）

6. 事務局

事務局は、NICT 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究センター 電磁環境研究室に置く。

7. その他

- (1) 会費は無料とする。
- (2) 事務局は、本規約を改訂することができる。

(別紙 1)

NICT/EMC-net 研究会の主任と幹事

(1) EMC 測定法研究会

主任：石上 忍

幹事：呉 奕鋒

(2) EMC 校正法研究会

主任：藤井 勝巳

幹事：チャカロタイ ジェドヴィスノブ

幹事：浜田 リラ

(3) 人体の電磁界ばく露評価研究会

主任：大西 輝夫

幹事：清水 悠斗

幹事：水野 麻弥

(4) 将来課題研究会

検討テーマにより、幹事会構成員が適宜開催

(別紙 2)

幹事会

代表幹事	多氣 昌生	NICT/東京都立大学 名誉教授
副代表幹事	後藤 薫	NICT
幹事	長岡 智明	NICT
幹事	石上 忍	NICT/東北学院大学 教授
幹事	呉 奕鋒	NICT
幹事	藤井 勝巳	NICT
幹事	浜田 リラ	NICT
幹事	チャカロタイ ジェドヴィスノブ	NICT
幹事	大西 輝夫	NICT
幹事	水野 麻弥	NICT
幹事	清水 悠斗	NICT
幹事	松本 泰	NICT
アトバイザ	渡邊 聡一	NICT
アトバイザ	山中 幸雄	NICT
アトバイザ	和田 修己	京都大学 名誉教授

顧問

和氣 加奈子 NICT 電磁波研究所 研究所長